

学生自主創造支援部門設置要項

制 定 令和7年5月1日
学 長 決 裁

(趣旨)

第1条 この要項は、和歌山大学イノベーションイニシアティブ基幹アントレプレナーシップデザインセンター規則第8条第2項の規定に基づき、和歌山大学イノベーションイニシアティブ基幹アントレプレナーシップデザインセンター（以下「センター」という。）が設置する学生自主創造支援部門（以下「部門」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 部門は、アントレプレナーシップ教育を核とした人材イノベーションを推進し、地域イノベーションの創出につなげるため、学生の主体的な学びを深め、学生同士や地域と連携・協働した実践のための能力の育成に向けた教育・研究を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 部門は、前条に定める目的を達成するために、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学生の主体的な学習の促進及び社会的・職業的自立のための教育
- (2) 学生及び社会人を対象とする、地域と連携・協働した実践型教育方法の開発と活用
- (3) 前2号により学生が得た成果の発信と社会還元を実現するための支援
- (4) その他部門の目的を達成するために必要な業務

2 部門は、前項の業務の実施において、起業家精神涵養教育部門等と連携し、その対応・調整にあたる。

(構成員)

第4条 部門は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 部門長
- (2) 部門員

2 部門長は、本学教職員のうちから、学長が任命する。

3 部門長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、部門長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 部門員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) センター専任教員の中からセンター長が指名する者
- (2) センター員の中からセンター長が指名する者
- (3) 部門担当の研究・社会連携課職員

5 前項第2号の構成員の任期は2年とし再任を妨げない。

(事務)

第5条 部門に関する事務は、研究・社会連携課において処理する。

(組織の名称)

第6条 部門の呼称として、「クリエ」を使用することができる。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、部門の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要項は、令和7年5月1日から施行する。
- 2 この要項の施行により、学生自主創造支援部門要項（令和5年9月11日アントレプレナーシップデザインセンター長決裁）は廃止する。